



令和3年8月20日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市環境審議会  
会長 佐土原 聡



産業廃棄物に関する施策の方向性について（答申）

令和3年1月21日付け2川環廃第995号をもって諮問のありました「産業廃棄物に関する施策の方向性について」、当審議会では専門的な審議が必要と判断したことから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2第1項に基づき、廃棄物施策推進部会を設置し、同施行規則第14条の3に基づき、同部会に付議し、その検討結果を基に、幅広い見地から審議を行いました。

その結果、次の方向性に基づき新たな計画を策定することが妥当であるとの結論を得ましたので、答申いたします。